

四国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成25年1月8日)

開催日及び場所		平成24年12月6日(木曜日) 四国森林管理局会議室		
委員		坂本 伸廣 (税理士) 田中 章夫 (公認会計士) 西森やよい (弁護士)		
審議対象期間		平成24年 7月 1日～平成24年 9月30日		
審議対象案件		143件 うち、1者応札案件 33件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 6件		
抽出案件		17件 うち、1者応札案件 6件 (抽出率 12%) (抽出率 18%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件 (抽出率 50%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争 3件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約		該当なし	
	業務	一般競争		4件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
	その他の随意契約		該当なし	
	物品・役務等	一般競争		8件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
		指名競争		該当なし
随意契約(企画競争・公募)		該当なし		
随意契約(その他)		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
<p>委員からの意見・質問</p> <p>そのれに對する回答等</p>	<p>○治山・林道工事の競争参加資格「6. 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと」とは、どの時点が指名停止期間中でないということか。</p> <p>○収穫調査業務委託事務」の競争参加資格の「1. 国有林野の管理経営に関する法律第6条の5第1項の規程に基づき指定された者であること」とあるが、これはどういう指定なのか。</p> <p>○林道等施設点検とは、具体的にはどのようなことを行うのか。</p> <p>○C等級の林道工事が1者応募になっている。業務等級がC等級の場合、BとC等級の業者が参加できるため、応募者が多くてもよいと思うが、なぜ1者しか入札していないのか。</p> <p>○治山工事について、総合評価（施工体制確認型）で行っているが、応募の一部が無効となっているが、なぜか。</p>	<p>○資格確認申請を出す時点が指名停止期間中でないということである。</p> <p>○収穫調査業務は、「国有林野の管理経営に関する法律」の第6条の5第1項に規定されている。農林水産大臣に指定された者（指定調査機関）は同第6条の6第1項にある専門的な知識や技術が必要とされ、第2項で一般社団法人または一般財団法人であることとしている。</p> <p>○林道の橋梁の橋脚や床版（橋の路面）などを点検する。また路肩の擁壁などの構造物に亀裂が入っていないかなどを点検する。</p> <p>○当初2者から申請があったが、労働安全衛生法違反で処分を受けた業者が申請を辞退したため結果的に1者となった。</p> <p>○昨年度末から試行的に行っている施工体制確認型を行っている。低入札調査基準価格未満で入札した者に対して、施工体制について審査するため、必要な資料提出を求めたが、提出がなかったことから入札が無効となった。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>	